

2005.6.15

日掛金商法被害について

吉田清一

私は「熊本クレ・サラ・日掛被害をなくす会」の相談員を1997年8月の創立以来続けて現在に到りました。今回、金融庁の「貸金業制度等に関する懇談会」に際し熊本における相談実態と若干の統計資料を提供致します。

(一) 相談件数は新規のもので、整理の方法は法的整理（破産、再生、任意整理、特定調停）を専門家を通じ又裁判所で独自に行ったものと、私的解決又は解決方法のみを相談するもの、相談のみで相談の継続がされなかつたものです。

(二) 相談の中に日掛業者から借入が多く見られる熊本の特徴としてその数字を出してみました。

- * 109, 5%の特例金利が認められていた2000年までの日掛業者は業者数も熊本県内で100を超えていた。
- * 特例金利が54, 75%に変わり、業者の取立て規制も厳しいものになった時点で日掛業者の転廃業、新規会社への再編が進む。
- * 2001年から2003年にかけてのヤミ金騒動が日掛被害の陰に隠された。

(三) 2004年度の日掛借入者の数194名の実態

- ① 性別
- ② 年齢別
 - ・日掛借入者の比較は高年齢の特徴が見られる
- ③ 日掛借入者の職業
 - ・日掛借入条件に該当する自営業者以外の職種の多さが注目される
 - ・日掛の当初借入時に三要件を認知している者はごく少数でしかなく、職業条件なども知らない
 - ・契約書に業者から「〇〇商店」「〇〇化粧品販売店」等の記載を指示される事が常套化している
- ④ 破産、調停、再生等、法的処理の経験
 - ・破産情報、調停情報、多重債務者情報を駆逐した、無差別な業者からのDM
- ⑤ 保証人付貸し出しと問題点
 - ・貸付当初は保証人を要求しないが、返済が約束時間に30分、1時間遅れると一括返済、保証人を付けることが

要求される

- ・保証人が主債務者の支払不能の際、一括して払えない場合主債務者になっていく
- ・複数の債務者が互いの保証人になっていく「相保証」という環がつくられる

以上、2004年度の相談の中から日掛業者から借入をした人達の実態を抽出しました。

日掛の3要件の遵守が義務付けられているにかかわらず、殆ど守られていない実態が解明されました。

「日掛アンケート」のレポート結果、分析の項で述べていた通りです。

このような日掛業者が九州を中心として数多く存在し活動している事と、自己破産率の圧倒的高さが無関係ではないと考えられます。